



すまいのひろば



ユトジランド
への入口

2026年(令和8年) 9月号



JKK東京



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書「不足書類のお知らせ」の発送について

都営住宅にお住まいのみなさんから提出された収入報告書の審査を行っています。審査の結果、必要書類の不足があった場合は、順次「不足書類のお知らせ」を送付します。お手元にお知らせが届きましたら、不足している書類を速やかに提出してください。

なお、不足書類を提出しない場合は、令和9年4月から、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となりますので、必ず提出してください。

収入報告書未提出の世帯について

収入報告書は、令和9年4月からの都営住宅の使用料を決めるための重要な書類です。収入報告書を提出しない場合は、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となります。まだ提出していない世帯は、必要書類をそろえて、至急提出してください。

なお、都民住宅（地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）にお住まいの世帯は、提出の必要はありません。

住宅使用料の一般減免、特別減額を受けている世帯

「収入報告書」の提出は必要ありません（用紙はお送りしていません）。ただし、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので、必ず更新時期に手続きを行ってください。手続きを行わない場合、翌年度から近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となります。

も
く
じ

- | | |
|-------------------------------|---|
| ●収入報告書「不足書類のお知らせ」の発送について…………… | 1 |
| ●収入報告書未提出の世帯について…………… | 1 |
| ●巡回管理人は、みなさんの団地を訪問しています…………… | 2 |
| ●連絡員がいない団地の水質検査について…………… | 2 |
| ●令和9年度分 雑排水管清掃の概要について…………… | 3 |
| ●響いています、こんな音…………… | 3 |
| ●8のアクションで、熱中症から命を守ろう！…………… | 3 |
| ●家庭でできる台風（大雨・強風）対策…………… | 4 |
| ●都営住宅等の応急危険度判定のお知らせ…………… | 5 |
| ●日常備蓄で災害に備えましょう！…………… | 6 |

9月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、9月30日(水)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

巡回管理人は、みなさんの団地を訪問しています

●高齢者や障害のある方への定期訪問

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず、訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度、定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

以下の対象となる世帯は、お気軽にご相談ください。

※巡回管理人は、JKK東京の窓口センターの職員です。訪問の際は必ず身分証を携帯します。



対象となる世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 障害のある方のみの世帯
- ③ 65歳以上の高齢者及び障害のある方のみの世帯

定期訪問による支援内容

- ① 各種申請書、収入報告書や修繕に関する相談・取次ぎ
- ② 福祉に関する関係機関への紹介

※金銭の取扱い、住民票の代理取得などは行いません。

定期訪問のお申込み

新たに巡回管理人の定期訪問を希望する場合は、JKK東京お客さまセンター（6ページの電話番号①）にご連絡ください。

また、新たに65歳、70歳、75歳になった世帯、80歳以上の方のみの世帯には、巡回管理人が訪問し、定期訪問の希望調査を行います。

定期訪問の希望調査については、10月号に掲載します。

●共用部分の外観点検等の団地管理

巡回管理人は、上記の高齢者や障害のある方への訪問のほか、団地内を定期的に巡回して、建物の外壁や公園の遊具などの点検を行い、団地の安全を維持することに努めています。そのほか、無断駐車などの迷惑行為には是正指導を行い、良好な住環境を守っています。

主な点検内容

- ・建物の外壁のひび割れ、はがれ
- ・公園の遊具の破損、周辺の安全性
- ・団地内の舗装の陥没やフェンスの破損など



連絡員がいない団地の水質検査について

連絡員の主な業務の中で専用水道、簡易専用水道、特定小規模水道の水質検査をしていただいています（必要のない団地もあります）。連絡員が不在の団地についても、JKK東京が事業者に委託して、水質検査を行っています。

事業者が水質検査を実施する際は、事業者がお住まいの方のお部屋に直接お伺いして、水質検査の代行をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

※都営住宅等では、お住まいのみなさんの中から、自治会の推薦を受けた方を「連絡員」として選任し、各団地で必要な業務の一部を行っています。



パン田先生と都道府県について学ぼう！～パン田先生と行く日本全国の旅～

第5回 秋田県（県庁所在地：秋田市）

秋田県は日本有数の米の産地であるほか、「きりたんぼ」や「稲庭うどん」などのご当地グルメが豊富だよ。また、日本一の深さを誇る「田沢湖」や世界遺産の「白神山地」など豊かな自然にも恵まれているんだ。

問題▶秋田県の男鹿半島では、大みそかの夜に、鬼の格好をした神々の使者が、大きな声を上げて家々をまわり、子どもの健康や豊作を願うよ。この鬼の格好をした神々の使者を何というかな。答えてみよう。→答えは5ページ



令和9年度分 雑排水管清掃の概要について

雑排水管清掃を希望する団地について、清掃に要する費用を共益費としてご負担いただき、東京都がみなさんに代わって年1回の清掃を実施します。

令和9年度実施分から、清掃範囲を「台所系統」のみから「台所、浴室、洗面、洗濯系統」に見直し、順次、対象地域を拡大していく予定です。お住まいの地域によって清掃範囲が異なりますので、以下の「お住まいの地域と清掃範囲」をご確認ください。

申込方法や受付期間については、すまいのひろば10月号でお知らせします。

お住まいの地域と清掃範囲

下表のとおり、お住まいの地域によって清掃範囲が異なります。

	お住まいの地域	清掃範囲
①	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、荒川区、葛飾区、江戸川区	台所、浴室、洗面、洗濯系統（台所流し、浴室、洗面台及び洗濯機置場から屋外の「第1ます」まで） ※新規・継続申込ともに「台所系統のみ」を申し込むことができなくなります。
②	①以外の区市町	台所系統（台所流し部分から屋外の「第1ます」まで）

申込条件

- ①原則として団地単位での申込みですが、棟単位でも受け付ける場合があります。全入居者へ周知し同意を得たうえでお申込みください。新規申込の場合は、「自治会総会の決議」又は「署名簿」が必要です。
- ②令和9年度分の清掃に要する費用は、すまいのひろば11月号でお知らせします。令和9年4月から毎月の使用料とともに共益費として支払っていただきます。

響いています、こんな音

生活騒音は壁や窓から伝わります。特に夜間・早朝は注意しましょう。



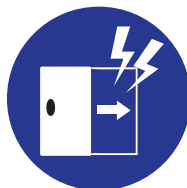
TV・音楽



家電



足音



ドア開閉音



話し声

このほか、バルコニーでふとんをたたき音や廊下での長話なども不快に感じる方がいます。みなさん一人ひとりのおもいやりで、快適に過ごしましょう。

8のアクションで、熱中症から命を守ろう！

① こまめな水分補給

のどが渇く前に水を飲むことを心がけましょう。（1時間に1回、コップ半分程度）

② 迷わずエアコン利用

気温や湿度の高い日は、無理な節電はせず、迷わずエアコンを使いましょう。

③ 涼しい服装の工夫

風通しが良く、速乾性に優れた快適な服を選び、ネッククーラーなども活用しましょう。

④ 暑さグッズの活用

日傘などの暑さ対策グッズを活用して夏を安全に過ごしましょう。

⑤ クーリングシェルの利用

外出時はこまめにクーリングシェルターなど涼しい場所で休憩しましょう。

⑥ 周りの人への声掛け

家族・友人、職場などで声をかけあい、熱中症対策を意識しましょう。

⑦ 東京暑さマップ・暑さチェッカーの確認

気温だけでなく、湿度や日差しも考慮した「暑さ指数」の確認が、熱中症対策に有効です。

⑧ 規則正しい生活

一日3食バランスの良い食事と十分な睡眠で、熱中症になりにくい体を作りましょう。

家でできる台風（大雨・強風）対策

台風や大雨・強風の災害時には、以下の内容を参考に、ご自身でできる一次対応をお願いします。
※台風や大雨・強風の災害時は、お客さまセンターの電話が大変混み合います。

■ 強風への備え（ガラス破損被害防止）

- ・ 風に飛ばされる危険のあるものは室内に入れましょう。
- ・ サッシを施錠し、カーテンを閉めておきましょう。
- ・ 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり、養生テープを×印のようにクロスして貼るのも効果的です。くもりガラスは外側からテープを貼り、必要がなくなったら、早めにはがしましょう。



■ 居室内の浸水対策

- ・ バルコニー排水溝はきれいに清掃しておきましょう。
- ・ サッシや玄関扉から雨水が吹き込んだ場合、下枠に雑巾やタオル等で壁を作り、水をせきとめてください。また、こまめに水分をふきとりましょう。
- ・ 窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、コンセントは漏電・ショート・感電防止のために抜いておきましょう。

■ 天井からの雨漏り対策

- ・ 雨水が落ちる箇所に「新聞紙や雑巾」を敷き、その上に「バケツ」を置いて、床を濡らさないようにしましょう。溜まった水が跳ねて水が飛び散ることがあるので、新聞紙や雑巾を敷いておくと安心です。



※雨が降っているときは防水工事ができませんので、自宅にあるもので応急処置をお願いします。

■ 廊下など共用部分の対応

- ・ 排水溝目皿に落葉などが詰まらないように清掃しておきましょう。
- ・ 雨の日はエントランス、階段、廊下等、床が濡れると、滑りやすく大変危険です。通行の際は足元に十分お気をつけください。

■ エレベーターに関する対応

- ・ 風雨によりエレベーターに水がかかると故障の原因となります。雨天時はエレベーターホールの窓を閉めるようお願いします。
- ・ 停止して動かない場合は、エレベーター保守管理会社へ直接ご連絡をお願いします。

■ 停電・断水時の対応

- ・ 停電の際は、お部屋のブレーカーが落ちていないか確認してください。
- ・ 断水の際は、必ず水栓（蛇口）を閉めた状態にしてください。
- ・ いずれの場合も周りのお部屋の状況も確認のうえ、代表の方からJKK東京お客さまセンター（6ページの電話番号②）へご連絡ください。

災害等への備えについて JKK東京ホームページに掲載しています。
JKK東京＞お住まいの方＞災害等への備え



都営住宅等の応急危険度判定のお知らせ



大規模な地震が発生した際は「応急危険度判定」を行います

東京都では、都内で大規模な地震が発生した場合、速やかに都営住宅等の「応急危険度判定」に着手します。しかしながら、地震の規模によっては、判定に時間がかかる場合があります。地震が発生しましたら、まずは身の安全を守り、判定結果を待たずに状況に応じた行動をお願いします。

地震には本震と余震があり、大規模な地震の際は、本震と同程度の余震が起こる可能性が高いと言われています。応急危険度判定は、地震により被災した建物の、その後の余震等による倒壊の危険性等を出来る限り速やかに判定し、恒久的復旧までの間、建物の使用にあたっての危険性を情報提供することで、余震等による二次災害を防止することを目的としています。



赤紙

都営住宅応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です

建築物名称 都営 アパート 号棟

建築物の倒壊： 危険・注意・調査済

上部の落下物： 危険・注意・調査済

塀などの転倒： 危険・注意・調査済

コメント：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

東京都 応急危険度判定実施本部 電話：03-5320-5035

黄紙

都営住宅応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい

建築物名称 都営 アパート 号棟

建築物の倒壊： 注意・調査済

上部の落下物： 注意・調査済

塀などの転倒： 注意・調査済

コメント：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

東京都 応急危険度判定実施本部 電話：03-5320-5035

緑紙

都営住宅応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます

建築物名称 都営 アパート 号棟

建築物の倒壊： 調査済

上部の落下物： 調査済

塀などの転倒： 調査済

コメント：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

東京都 応急危険度判定実施本部 電話：03-5320-5035

立ち寄らない

避難所に避難をお願いします

二次被害の危険性あり

必要が無い限り立ち寄らない
(被害状況による)

危険、要注意には該当しない

判定が行われた建物にお住まいのみなさんは、判定結果に応じたご対応をお願いします。

■都営住宅等の応急危険度判定についてのお問い合わせ先

東京都 住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課 ☎03-5320-5035



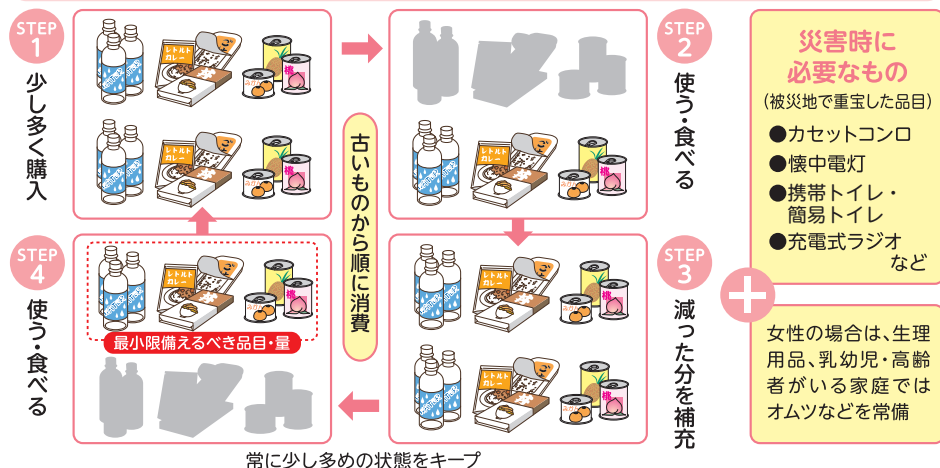
なまはげ

日常備蓄で災害に備えましょう！

災害時に自宅で生活する上で必要な食料品や生活必需品を、日頃から備えておくことが大切です。

「日常備蓄」は、特別な準備を必要とするものではありません。日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、発災時にも自宅で当面生活することが可能になります。

東京都で勧めている日常備蓄のイメージ



東京防災公式キャラクター
『防サイくん』

参考：東京備蓄ナビ



各種広報物はこちら



出典：東京都『「日常備蓄」で災害に備えよう』

JKK東京お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談



0570-03-0071
03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談 漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、 居住者の安否に関わる緊急のご用件は 24時間365日電話対応



0570-03-0072
03-6279-2653



- ・ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。
- ※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に関する
「よくある質問」はこちら



都営住宅等の「オンライン
申請一覧」はこちら



緊急を除く住戸内専用
「修繕メール」はこちら



東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



270

古紙/リサイクル配合率70%再生紙を
使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!

「すまいのひろば」No.413